

事務連絡
令和3年4月19日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会
事業部

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する
法律に関する周知について（情報提供）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年4月1日より、改正フロン排出抑制法が施行され、解体工事においても適正な運用が求められているところです。改正フロン排出抑制法の厳正かつ実効性のある施行につきまして、リーフレットやパンフレットを活用しての周知について、別添のとおり、国土交通省より周知依頼がありました。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、貴会会員企業の皆様に対して周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

【添付資料】

- ・国土交通省通知文（事務連絡：令和3年4月9日）
- ・リーフレット「建物解体時の規制が強化されました」
- ・パンフレット「フロン排出抑制法」

【担当】事業部 八重樫

TEL：03-3551-9396

FAX：03-3555-3218

E-mail：jigyo@zenken-net.or.jp